

介護保障保険料払込免除特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
第2条 特約の責任開始期

2. 保険料の払込免除

- 第3条 保険料の払込免除
第4条 戦争その他の変乱の場合の特例

3. 保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）

- 第5条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第6条

5. 重大事由による解除

- 第7条

6. 保険料率

- 第8条

7. 特約の失効および同時消滅

- 第9条

8. 特約の復活

- 第10条

9. 特約の復旧

- 第11条

10. 特約の解約・解約返戻金額

- 第12条 特約の解約
第13条 解約返戻金額

11. 請求手続き

- 第14条

12. 主約款等の準用

- 第15条

13. 特則

- 第16条 中途付加の場合の特則
第17条 主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則
第18条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則
第19条 主特約に自動更新特約が付加された場合の特則
第20条 主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則
第21条 主契約に介護保障定期保険特約等が付加されている場合の特則
第22条 主契約が無配当医療保険の場合の特則
第23条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第24条 主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則

別表 要介護状態
備考

介護保障保険料払込免除特約

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

2. 保険料の払込免除

第3条（保険料の払込免除）

- ① 次表に定めるところにより、保険料の払込みを免除します。

1. 保険料の払込免除の理由	主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、主契約の保険期間中に次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断されたときは、保険料の払込みを免除します。 イ. この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として要介護状態（別表）に該当したこと ロ. 要介護状態（別表）がその該当した日から起算して継続して180日あること
2. 払込免除の対象	保険料の払込免除の理由が発生した後に到来する払込期月に対応する主契約および主契約に付加されている特約（以下「主特約」といいます。）の保険料 ^[2] を対象とします。

- ② 前項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前項第1号イに定める保険料の払込免除の理由に該当したときは、次に定めるところによります。
- この特約の締結の際^[3]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険料の払込みを免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 保険料の払込みを免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込みを免除した後の主契約および主特約の契約内容の変更については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主特約の定めを適用します。

第4条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態（別表）になった場合に、戦争その他の変乱により要介護状態（別表）になった被保険者の数の増加が、この特約が付加された保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、保険料の払込みを免除しません。

3. 保険料の払込みを免除しない場合（免責事由）

第5条

被保険者が次のいずれかにより要介護状態（別表）になったときは、保険料の払込みを免除しません。

- 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の薬物依存^[1]

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第6条

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款および主特約の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

5. 重大事由による解除

第7条

この特約の重大事由による解除については、主約款および主特約の重大事由による解除の規定を準用します。



第3条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。
- [2] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込免除の理由が発生した場合は、その払込期月の保険料を含みます。
- [3] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とします。

第5条補則

- [1] 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

6. 保険料率

第8条

- ① この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
- ② 前項にかかわらず、次に定める主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率は適用しません。
 1. 保険料一時払いの主契約^[1]および主特約
 2. 主契約および主特約のうち転換価格が保険料積立金等に充当された部分

7. 特約の失効および同時消滅

第9条

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 1. 主契約の消滅
 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更

8. 特約の復活

第10条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

9. 特約の復旧

第11条

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

10. 特約の解約・解約返戻金額

第12条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、保険料の払込免除の理由^[1]の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険料年1回払・年2回払契約の場合にこの特約を解約したときの保険料の取扱いについては、この特約を付加した場合の保険料率を適用して主約款に定めるところにより計算した金額と、この特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して同様に計算した金額の差額を保険契約者に払いもどすものとします。

第13条（解約返戻金額）

この特約を付加した場合の主契約および主特約の解約返戻金額は、この特約を付加しない場合の解約返戻金額と同額とします。^[1]

11. 請求手続き

第14条

- ① この特約が付加された主契約および主特約の保険料の払込免除は、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な



第8条補則

[1]主約款の保険料の一部一時払いの特則を適用した場合の一時払保険部分を含みます。

第12条補則

[1]主約款に定める保険料の払込免除の理由を含みます。

第13条補則

[1]この特約の解約返戻金はありません。

な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

- ② 前項にかかわらず、次のいずれかの場合には、この特約が付加された主契約および主特約の保険料の払込免除について請求があったものとして取り扱います。
1. 主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険の場合で、主契約の介護年金の請求があったとき
 2. 主契約が無配当医療保険の場合で、主約款に定めるところにより被保険者が要介護状態（別表）となり、主契約の保険料の払込免除の請求があったとき
 3. 主契約に介護保障定期保険特約等^[2]が付加されている場合で、介護保障定期保険特約等^[2]の介護保険金または介護年金の請求があったとき

12. 主約款等の準用

第15条

この特約に別段の定めのないときは、主約款および主特約の定めを準用します。

13. 特則

第16条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。 イ. 会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	主契約および主特約の保険料は、それぞれ主契約および主特約の締結時における被保険者の年齢により計算します。

第17条（主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則）

この特約が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)、5年ごと利差配当付新生存保障重視型個人年金保険(14)、5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第9条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
2. 主契約が個人年金保険(93)、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)または5年ごと利差配当付新生存保障重視型個人年金保険(14)の場合は、主約款の死亡給付金額に関する別表の適用に際しては、「主契約の月払保険料」を「主契約の月払保険料（介護保障保険料払込免除特約を付加しない場合の月払保険料とします。）」と読み替えます。

第18条（主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 2. 保険料が一時払いの主契約^[1]および主契約のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分については、



第14条補則

- [1] 請求権者であることを証する書類、保険料の払込免除の理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとしします。
- [2] 介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、介護減定期保険特約、介護年金保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護減定期保険特約、新介護収入保障特約、介護保障終身保険特約(10)または介護終身保障特別移行特約をいいます。

第18条補則

- [1] 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)の場合、主約款の保険料の一部一時払いの特則が適用されているときは、一時払保険部分とします。

次に定めるところによります。

- イ. 第8条（保険料率）第2項にかかわらず、主契約にこの特約を付加した場合の保険料率を適用します。
 - ロ. 第13条（解約返戻金額）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - (1) この特約が解約されたときは、この特約を付加した場合の主契約の解約返戻金額から、この特約を付加しない場合の解約返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 - (2) この特約を付加した主契約の解約返戻金額は、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
 - ハ. 主約款にかかわらず、主契約の更新前に保険料の払込免除の理由^[2]が生じているときでも、主契約および主特約は更新されます。この場合、主契約および主特約の保険料の払込みを要しません。
3. 主特約が主契約とともに更新される場合、保険料が一時払いの主特約および主特約のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分についても、前号を準用します。
- ② 主契約が主約款に定めるところにより次回以降更新されないときは、前項第2号および第3号を適用しません。
 - ③ この特約が5年ごと利差配当付増定期保険に付加されているときは、第9条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済養老保険」と読み替えます。

第19条（主特約に自動更新特約が付加された場合の特則）

- ① 主特約に自動更新特約が付加されている場合、保険料が一時払いの主特約および主特約のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分については、次に定めるところによります。
 - 1. 第8条（保険料率）第2項にかかわらず、主特約にこの特約を付加した場合の保険料率を適用します。
 - 2. 第13条（解約返戻金額）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. この特約が解約されたときは、この特約を付加した場合の主特約の解約返戻金額から、この特約を付加しない場合の解約返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 - ロ. この特約を付加した主特約の解約返戻金額は、主特約に定めるところにより保険契約者に通知します。
 - 3. 自動更新特約の定めにかかわらず、主特約の更新前に保険料の払込免除の理由^[1]が生じているときでも、主特約は更新されます。この場合、主特約の保険料の払込みを要しません。
- ② 主特約が自動更新特約の定めるところにより次回以降更新されないときは、前項を適用しません。

第20条（主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

- 1. 第8条（保険料率）にかかわらず、5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等^[1]には、この特約を付加した場合の保険料率を適用しません。ただし、5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等^[1]に付加されている主特約については、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
- 2. 第9条（特約の失効および同時消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 - 1. 主契約の消滅
 - 2. 主契約に付加されているすべての主特約の消滅

第21条（主契約に介護保障定期保険特約等が付加されている場合の特則）

- ① この特約が付加されている主契約に介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、介護通減定期保険特約、介護年金保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約、新介護収入保障特約もしくは介護保障終身保険特約(10)または家族医療保険特約が付加されているときは、次に定めるところによります。
 - 1. 介護保障定期保険特約等^[1]および家族医療保険特約は、主特約に含みません。
 - 2. 第8条（保険料率）にかかわらず、介護保障定期保険特約等^[1]および家族医療保険特約には、この特約を付加し



第18条補則

[2]主約款に定める保険料の払込免除の理由を含みます。

第19条補則

[1]主約款に定める保険料の払込免除の理由を含みます。

第20条補則

[1]5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険をいいます。

第21条補則

[1]介護保障定期保険特約、介護収入保障特約、介護通減定期保険特約、介護年金保障定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護通減定期保険特約、新介護収入保障特約または介護保障終身保険特約(10)をいいます。

た場合の保険料率を適用しません。

- ② 前項にかかわらず、保険料が一時払いの介護保障定期保険特約等^[1]および介護保障定期保険特約等^[1]のうち転換価格が保険料積立金等に充当されている部分については、第19条（主特約に自動更新特約が付加された場合の特則）を適用します。

第22条（主契約が無配当医療保険の場合の特則）

この特約が無配当医療保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
2. 第8条（保険料率）にかかわらず、主契約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用しません。ただし、主契約に付加されている主特約については、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
3. 第9条（特約の失効および同時消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

② 次の場合、この特約は同時に消滅します。

1. 主契約の消滅
2. 主契約に付加されているすべての主特約の消滅

第23条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第3条（保険料の払込免除）の適用に際しては、「主契約および主契約に付加されている特約」を「主契約に付加されている特約」と読み替えます。
2. 被保険者が、第3条（保険料の払込免除）に定める事由に該当したときは、主約款にかかわらず、次の払込期月以後の主契約の保険料の払込みを終了します。ただし、保険料の払込みを終了した後でも、保険契約者は一時投入保険料を払い込むことができます。
3. 第8条（保険料率）にかかわらず、主契約にはこの特約を付加した場合の保険料率は適用しません。ただし、主契約に付加されている主特約については、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
4. 保障見直しにより見直後特約を締結する場合または保障一括見直し特約を付加して一括見直後特約を締結する場合、見直後特約または一括見直後特約については、第8条（保険料率）、第19条（主特約に自動更新特約が付加された場合の特則）および第21条（主契約に介護保障定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用に際しては、「転換価格」を「見直価格」と読み替えます。
5. 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、第3条（保険料の払込免除）の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直日」と読み替えます。

第24条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または5年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。

別表 要介護状態

「要介護状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

- a. 表1のイまたはロのいずれかの項目が表1の全介助または一部介助に該当し、かつ、表2のイ～ニのうち2項目以上が表2の全介助に該当する状態
- b. 器質性認知症に該当し、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

表1

項目	全介助	一部介助
イ. 歩行	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行が自分ではできない状態	杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁や手すり等で手を支えたりしなければ、歩行が自分ではできない状態
ロ. 寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまっても、寝返りが自分ではできない状態	ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、寝返りが自分ではできない状態

表2

項目	全介助
イ. 衣服の着脱	ボタンやファスナーのない衣服を用いる等、着やすい衣服を選定しても、次のいずれかに該当する状態 (i) 上衣の着脱のすべてが自分ではできない (ii) ズボン・パンツ等の着脱のすべてが自分ではできない
ロ. 入浴	次のいずれかに該当する状態 (i) 介護者に抱えられ、またはリフト等の機器を用いなければ、一般家庭浴槽の出入りが自分ではできない (ii) 洗身のすべてが自分ではできない
ハ. 食事の摂取	次のいずれかに該当する状態 (i) 食器等や食物を工夫しても、食物を口元まで運ぶ動作が自分ではできない (ii) 経管栄養や中心静脈栄養を受けている
ニ. 排泄	次のいずれかに該当する状態 (i) トイレまでの移動やポータブルトイレへの移乗の際に、介護者が手を添える、体を支える等の介助が必要 (ii) 排泄動作の際に介助が必要 (iii) 排泄後の拭き取り始末の際に介助が必要 (iv) 排泄コントロール機能を失っているために、おむつの使用が必要

備考

1. 要介護状態

a. 各項目に定める状態の判定に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。
- (2) 運動機能の有無にかかわらず、その行為の意味するところが理解できないことまたは医療上の必要にもとづく制約があることを原因とする状態を含みます。
- (3) 各項目に定める状態には、見守り等のみが必要な状態は含みません。

b. 歩行

「歩行」とは、歩幅や歩速を問わず立った状態から5m以上歩くことをいい、日常的に車椅子を使用している場合は車椅子を使用しない状態で歩行ができるかどうかを判定します。

c. 寝返り

「寝返り」とは、身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のいずれかに向きを変えることをいいます。

d. 衣服の着脱

「衣服の着脱」とは、眼前に用意された衣服の着脱を行うことをいい、収納場所からの出し入れ等は含みません。

e. 入浴

「洗身」とは、浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等を付けて全身を洗うことをいい、洗髪・洗顔は含みません。

f. 食事の摂取

- (1) 「食事の摂取」とは、眼前に用意された食事を摂取することをいい、調理、配膳、後片付け等は含みません。
- (2) 食器等の工夫とは、介護用の皿・スプーン等を使用すること等をいいます。

g. 排泄

「排泄動作」とは、ズボン・パンツの上げ下げ、およびトイレ、尿器または便器への排尿・排便をいいます。

2. 器質性認知症

a. 「器質性認知症に該当する」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることをいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

b. 前aの「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害：日頃接している周囲の人の認識ができない。